

平成30年11月20日

プレスリリース

報道各位

2019年12月限以降適用の米国産大豆格付表制定の件について

平成30年11月20日開催の第260回定例理事会において、別添のとおり格付表の制定が承認されましたのでお知らせいたします。

以上

米国産大豆現物先物取引格付表

(2019年12月限以降適用)

平成30年11月20日制定

大阪堂島商品取引所

(1,000kgにつき)

No.15		格 差
標 準	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 2として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	/
品	アメリカ合衆国又はカナダを2019年10月1日～2020年9月30日の間に輸出したもの	
供 用	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 1として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	同 格
	アメリカ合衆国又はカナダを2019年10月1日～2020年9月30日の間に輸出したもの	
品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 2として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	同 格
	アメリカ合衆国又はカナダを2018年10月1日～2019年9月30日の間に輸出したもの	
	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 1として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	同 格
	アメリカ合衆国又はカナダを2018年10月1日～2019年9月30日の間に輸出したもの	

(留意事項)

1. 供用期間は、2020年10月限までとする。
2. 供用期限は、入港日の属する月を含む8ヶ月以内のものとする。
3. 受渡供用品の条件
 - (1) 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
 - (2) 本所の認定した会員が指定倉荷証券上の寄託者となるもの
 - (3) サイロに保管されたもの
 - (4) 出港地がカナダであるものについては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
4. 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行ったものは、未選品として受渡しに供用することができる。
5. 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
 - (1) 黄色種以外の特殊大豆
 - (2) 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
 - (3) 陸揚港の異なるもの及び陸揚港不明のもの
 - (4) 過去に2回以上出庫歴のあるもの
(ただし、倉庫会社の都合により同一倉所内でサイロ替えしたものは除く。)

附 則 (平成30年11月20日)

平成30年11月20日開催の理事会において決定した当格付表は、新甫(2019年12月限)発会日(平成30年12月20日)より実施する。